

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年3月4日(2021.3.4)

【公開番号】特開2019-69018(P2019-69018A)

【公開日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2019-017

【出願番号】特願2017-196802(P2017-196802)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 7

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月22日(2021.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定操作が可能な操作部が設けられた基板が収容された基板ボックスを備える遊技機であって、

前記基板ボックスの特定面には、凹部が設けられており、

前記凹部には、前記基板ボックスの外部から前記操作部を操作可能とする開口が形成されており、

前記開口の幅は、前記凹部の幅よりも狭く、

前記凹部は、略円形状に形成され、

前記凹部の外周から前記開口に連なる領域は曲面で形成されており、

前記基板ボックスは、前記開口および前記凹部を覆う蓋部材を有する、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A) 本発明の遊技機は、所定操作が可能な操作部が設けられた基板が収容された基板ボックスを備える遊技機であって、

前記基板ボックスの特定面には、凹部が設けられており、

前記凹部には、前記基板ボックスの外部から前記操作部を操作可能とする開口が形成されており、

前記開口の幅は、前記凹部の幅よりも狭く、

前記凹部は、略円形状に形成され、

前記凹部の外周から前記開口に連なる領域は曲面で形成されており、

前記基板ボックスは、前記開口および前記凹部を覆う蓋部材を有する遊技機。

(1) 本発明の遊技機は、所定操作が可能な操作部(例えば、リセットスイッチ9等)

が設けられた基板（例えば、設定基板3等）が収容された基板ボックスを備える遊技機であって、

前記基板ボックスの特定面（例えば、基板カバー30の下段部43等）には、凹部（例えばリセットスイッチ取付部48）が設けられており、

前記凹部には、前記基板ボックスの外部から前記操作部を操作可能とする開口（例えば、奥端開口48B等）が形成されており、

前記開口の幅は、前記凹部の幅よりも狭い（例えば、奥端開口48Bの径は、前端開口48A及び側壁部48Cの径より小さい等）ことを特徴とする遊技機。